

EUにおけるワーキングプア対策と社会的経済

石塚 秀雄

1. 格差と社会的統合

「格差社会」という言葉は、「格差」が社会に存在するのはよくないということである。つまり「格差があつていいではないか」という結論は、「格差社会」という言葉からは本来出てこないものなのである。しかし、資本主義の原動力のひとつは不平等である。経済効率性は不平等と比例する、とされる。したがって、大きくならないパイを不平等に分け合うことが新富裕層の願望である。富裕層を代弁する政治が自己中心的で単純で下品になるのは当然である。

では、格差社会を止揚するにはどうしたらよいのであろうか。その議論をする前に、先行するヨーロッパでの取り組みを紹介したい。格差社会発生の原因となった新自由主義は、国家による福祉を最小限化すること、公的セクター経済を市場化すること、労働市場を柔軟化すること、グローバル化の影響力を強めることなどを主軸にしている。ヨーロッパではこの新自由主義に対抗・対応する手段する議論が具体的な施策とともに一定程度進んでいるが、日本においてはあまり活発化しているとはいえない。それはひとえに、主体的な取り組み意識が不足しているからである。依然として情緒的に「勝ち組・負け組」や「金持ち・貧乏人」といった二分法的な話題に終始しているが、実際には、勤労層自体が区分化されつつあり、それは、1995年の日経連による日本の経営終結論の中にみられるように、勤労者の3分割化が促進されたのである。日経連の議論によれば、第1（上層）のグループは従来型の社会保障も企業内福利、終身雇用を享受する経営陣予備軍たる勤労者である。第2（中層）のグループはいわゆる中堅専門社員であり、能力給を主体にし、企業福利が限定され

る雇用形態が取られる層である。第3（下層）のグループは、フレキシブル労働供給の供給源としての非正規雇用、不安定雇用層である。この第3のグループの中に、社会的にマージナル化された、あるいは社会的排除を受けた勤労グループのいくつかが存在する。格差社会のネガティブな影響は中層、下層グループに現れているが、とりわけ下層グループに対する、主体的な代替案が希薄なのが、日本の特徴である。

EUでは「ソーシャルヨーロッパ」という政策のもとに、労働者の福利を制度化することを重視しているが、とりわけ社会的にマージナル化した人々への政策が作られている。格差社会の議論はすでに、ヨーロッパで先行していた。EU構造基金は、社会的排除、貧困の克服の手段としてサードセクターを活用することを位置づけている。「参加的民主主義と市民的対話」を通じて行うとしている。EUでは「サードシステムと雇用パイロットアクション」をLDEI（地域開発雇用事業委員会）を中心に実施している。サードシステムとは非営利組織や社会的経済企業などを指す。そのメリットは営利企業セクターでもなく公的セクターでもなく、社会的資本あるいは「市民的資本」という地域における資源を有効活用することを重視し、また雇用の創出、仕事の質を重視し、社会的弱者の社会的統合を目標化し、民主的な事業運営を行うという点である。

2. 「EUにおけるワーキングプア」

ここでは2004年のEU財団報告「EUにおけるワーキングプア」(RamonPena-Casas/MiaLatta)を軸に紹介する。「ワーキングプア」という言葉は、1970年代にアメリカで使われ始めた。伝統的な貧

困者はホームレス、失業者、高齢者などであるが、「新しい貧困」は「非典型的労働」や「不安定労働」に従事し、生活の質を保持できない労働条件に基づくものである。ワーキングプアは働いている人であって、無業者ではない。すなわち、単に低賃金労働者（この場合、自営業・自己雇用を含む）であるばかりでなく、同時に低雇用条件・低社会保障下の労働者であるというところに問題がある。ワーキングプア発生の原因の一つとして、情報化社会による非熟練労働者の増加が貧富の差を増大させているという指摘もある（たとえばエスピン・アンデルセン, 2002）。

これまで貧困は働かない人の怠惰や無能に与えられた罰と考えられてきたので、失業克服がその解決策と考えられてきた。しかしワーキングプアは、働いても貧困であり、貧困者が働いているという状態である。彼等は社会的に排除された状況にある。「社会的排除」および「社会的統合」、「社会的労働挿入」という言葉はすでにEUでは政策化された概念になっている。

ワーキングプア問題は①低賃金、低生産性、低技能、②低雇用条件、低社会保障、貧困、社会的排除、の要素に分かれる。低賃金は個人的範疇であるが、貧困（線）は家計的範疇である点が異なる。

Strengmann-Kuhnによれば、労働者が貧困者になるには二つの道があるという。第1は「貧困賃金」しか取得しない場合。貧困賃金とは一人暮らしでも貧困化が避けられないほどの賃金である。また家族の他の者の所得によってもまた社会保障手当によっても貧困が避けられない場合。第2は、本人は十分な所得を得ているが、家庭の事情で家計的に貧困線以下になってしまう場合。（貧困線。EUでは中位平均所得の60%）。

EU各国ではワーキングプアについての定義や研究は最近にいたるまで議論されておらず、米国には労働統計局（BLS）による定義がある。米国では1960年代からワーキングプア世帯調査がある。米国のワーキングプアの定義は次の通りである。

「ワーキングプアとは、すくなくとも過去半年の間、労働市場に参入しようとして、雇用されるか仕事を探しているけれども、依然として貧困家

庭として生活している人のことを言う」（1989年）

フランスの統計局ではアメリカの定義を真似て次のように定義している。

「ワーキングプアとは、少なくとも過去6ヶ月間労働力として登録して、働いているか求職しているかにもかかわらず、家計基準が貧困線以下である人のことを言う」（2000年）

表1. 貧困者の割合、1999年度、%

	EU 15カ国	ドイツ	イタリア	イギリス	デンマーク	フランス	スペイン
被雇用者中の 貧困者	6	5	8	7	3	6	7
自営業中の 貧困者	14	5	16	11	16	19	16
失業者中の 貧困者	39	39	49	49	7	34	44
アクティブ プア比率	10	8	15	10	4	11	14
ワーキング プア比率	7	5	10	7	4	7	9

Eurostat New Chronos (ECHP 1999) (アクティブプアとは労働人口内における貧困者)

EUにおいては労働に意欲のある貧困層のうち70%がワーキングプアである。ヨーロッパにおいては北欧諸国のワーキングプア比率が5%程度と低く、ポルトガルやギリシャなどの南欧諸国では15%近い数字で高い。

また、家計において稼ぎ手が誰もいない場合の貧困率はEU平均では51%、一人の稼ぎ手がいる場合は22%、2人の稼ぎ手がいる場合は5%となっている。北欧の貧困率は低く、デンマークでは家族に誰も稼ぎ手がいなくても貧困率は25%であり、社会保障の充実ぶりがうかがえる。

ワーキングプアの家族世帯形態によるワーキングプアの比率は、EU平均（2004年）で次の通りである。単一人で子供なしの場合のうち8%、単一人で子供ありの場合のうち22%、働いていない配偶者があり子供なしの場合のうち9%、働いていない配偶者があり子供ありの場合のうち20%、働いている配偶者があり子供なしの場合のうち3%、働いている配偶者があり子供ありの場合のうち5%。

雇用形態におけるワーキングプアは、EU平均でパートタイム雇用はフルタイム雇用の2倍、臨時雇用と安定雇用の比較でも2倍である。しかし

北欧についてはその倍率は3倍になっている。

表2. 雇用形態におけるワーキングプアの割合、2001年度、%

	EU 15カ国	ドイツ	イタリア	イギリス	デンマーク	フランス	スペイン
パートタイム雇用	10	9	9	11	8	6	11
フルタイム雇用	5	3	7	3	2	5	6
安定雇用契約	4	3	6	4	2	5	5
臨時雇用契約	10	8	18	8	9	9	9

Eurostat New Chronos (E C H P 2004) (パートタイム労働は週30時間以下)

また、年齢別に見ると北欧諸国ではワーキングプアは若年層の比率が高いのに対して、南欧諸国では中年、高齢者層の比率が高い。これは年金などの社会保障制度の違いが影響していると思われる。

表3. 年齢区分におけるワーキングプアの割合、2001年度、%

	EU 15カ国	ドイツ	イタリア	イギリス	デンマーク	フランス	スペイン
16-24歳	10	10	9	11	18	10	6
25-54歳	7	4	10	6	3	8	10
55歳以上	9	5	14	7	1	8	10

Eurostat New Chronos (E C H P 2004)

性別に見るワーキングプアはEU平均では半々であるが、北欧諸国では女性の比率が高く、南欧諸国では男性の比率が高い。いわゆるフェミニズム運動が北欧諸国で盛んなことはこれに関連があらう。

表4. 性別におけるワーキングプアの割合、1999年度、%

	EU 15カ国	ドイツ	イタリア	イギリス	デンマーク	フランス	スペイン
男性	6	5	10	6	2	7	8
女性	6	6	5	8	4	5	7
女性/男性比	1	1.2	0.5	1.3	2	0.7	0.9

Eurostat New Chronos (E C H P 2004)

次に、ワーキングプアと教育水準の関係であるが、EU全体では倍々に正比例しているが、デン

マーク、スウェーデン、フィンランドなどの北欧諸国では、どの教育水準のグループでもほぼ同じ比率であり、教育格差はワーキングプア格差とはつながらない。すなわち、この場合、高度の教育を受けることがワーキングプアに陥らないためのファクターには必ずしもならないといえる。一方、イタリア、スペインなどの南欧諸国は、低教育がワーキングプアの大きな原因になっている。

表5. 教育水準におけるワーキングプアの割合、2001年度、%

	EU 15カ国	ドイツ	イタリア	イギリス	デンマーク	フランス	スペイン
低教育	12	9	16	10	4	11	16
中教育	5	4	5	7	4	6	6
高教育	3	2	5	4	2	3	3

Eurostat New Chronos (E C H P 2003)

次に、ワーキングプアと国家福祉制度との関連も重要である。EUにおいては、4つのタイプの国家福祉制度が区分される。これらの区分はそれぞれの考え方原理原則体系が異なることから生ずるものであるので、簡単にいい点だけを取り入れるということは容易ではない。EUの政策としては、いわゆる積極的労働政策にもとづいて、福祉手当の支給(welfare)から働くことを通じての福祉手当の支給(workfare)という方針に転換している(2000年以降のEU政策)。また「貧困の罠」に陥る低賃金をカバーするだけの社会保障制度による現金給付やサービスの供給がどのような仕組みになっているかは、これらの各福祉制度によって重点が違う。たとえば、最低賃金制度が国によって定められているのはフランス、オランダ、イギリス、スペイン、ポルトガル、アイルランドなどであるが、労使協定に基づいているのがスウェーデン、フィンランド、イタリア、ドイツなどである。

① 自由主義的福祉制度(アングロサクソン諸国型): 労働市場における個人の能力を強調する。受給に際してはミーンズテスト(資産・資格調査)を行う。福祉のレベルは低い。財源は主として税。(イギリス)

② コーポラティズム(団体)的福祉制度(ヨーロッパ大陸諸国型): 家族、労働組合、企業な

どの社会的グループの役割を重視する。主として社会保険方式をとり、資本家と労働者による費用負担を行う。(フランス、ドイツなど)

③ 社会民主主義型福祉制度(スカンジナビア諸国型)：平等主義的で再配分機能を重視する。累進課税を重視するので、ワーキングプアの発生は低いと考えられる。(デンマーク、スウェーデンなど)

④ 伝統型福祉制度(地中海諸国型)：家族やインフォーマルセクターの役割が強い。国家の役割が相対的に低い。(イタリア、スペインなど)。

3. EUにおけるサードシステムと雇用の創出

ヨーロッパ連合ではサードシステムすなわち社会的経済事業組織を雇用創出の手段として位置づけ、1997年移行、その雇用創出プログラムを実施している。サードシステムの組織とは、ヨーロッパ的にいえば、協同組合、共済組合、アソシエーション、NPO非営利組織、財団、慈善組織、ボランティア組織などを指す。これらの組織の長所は、経済的・社会的・公益的利益の追求、諸個人の福利の追求、共同の利益の地域的な追求、自主管理、ボランティア労働の取り込みなどがあげられる。また社会的統合や地域社会の持続的発展、

環境問題などの課題にも答えた組織であることが挙げられる。EUにおいてはサードシステム(社会的経済セクター)における雇用は900万人分あり、アソシエーションがその7割を占めるという。EUでは1997年に「サードシステムと雇用」というパイロットプランをたてた。約80のプロジェクトと総予算3500万ユーロが計上された。そこでのサードシステムの役割は、①社会的弱者(障害者、失業者、その他)に対する雇用および個人の雇用される能力の創出、②地域における社会的事業の推進および自主的企業の設立推進、③新しい社会的経済的目的をもった事業の推進、④社会進歩、社会的統合への貢献、社会的排除に反対への貢献、平等性の追求、⑤地域開発への貢献、⑥非金銭的な資源(社会資本・社会的資源)の活用、⑦法制度化の促進、⑧公的費用の削減、⑨公的資金、市場資源、社会的資源のいずれをも活用できるハイブリッドなシステム、などである。

またそうした取り組みの一環としての社会的企業の活動については、本機関誌第9号におけるJ.ドゥフルニ他「EUの労働挿入社会的企業」がヨーロッパの現状について述べているので、参照いただきたい(『いのちとくらし研究所報』No.9、2004年11月発行、pp.55-71)。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

【事務局ニュース】1・2006年度研究助成募集のお知らせ

募集要項はウェブサイトからPDF文書でダウンロードすることができます。詳細は事務局へお問い合わせください。

・対象

- (1) 個人による研究
- (2) グループによる共同研究

ただし、ほかの研究助成との併用は認められません。

・助成金額

個人については50万円程度、グループについては100万円程度。

・応募方法

所定の助成申請書・助成金交付申請書(申込用紙)を提出のこと。

・申し込み締切

2006年9月末日(消印有効)